

業務委託約款

第1条（目的）

この業務委託約款（以下、「本約款」という。）は、お客様が株式会社ハウス食品分析テクノサービス（以下、「当社」という。）に委託する検査・試験・分析・コンサルティング・学習会業務（以下、「本業務」という。）を円滑に実施するために必要な共通の基本事項を定めることを目的とします。

第2条（履行と優先関係等）

お客様および当社は、第3条に定める個別契約および本約款に従い、契約を履行します。

2. 個別契約の定めが本約款の定めと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されます。
3. 当社は、本約款をいつでも改定することができます。

第3条（個別契約の成立）

本業務の個別の委託契約（以下、「個別契約」という。）について、検査・試験・分析業務は次の各号の（１）、（３）に、コンサルティング・学習会業務は（２）、（３）に該当した場合に成立します。

- （１）お客様の試験分析依頼書と試験品が到着し、当社が依頼受託の可否判断をしたうえで、試験項目、試験料金、報告予定日を記載した「試験品到着のご連絡」を送付したとき。
- （２）お客様からの依頼書の提出があり、当社が依頼受託の可否判断をしたうえで、受託料金を記載したコンサル・学習会の受託の連絡を送付したとき。
- （３）お客様と当社が本業務の契約書を締結したとき。

第4条（委託料金の支払い）

お客様は、個別契約で定めた委託料を、本業務の結果を報告した月の翌月末日までに、当社が発行する支払請求書に従い、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。円建てとし、振込手数料は、お客様の負担とします。

第5条（キャンセルポリシー）

個別契約が成立したあとにお客様の都合により契約解除をする場合は、その時点で当社に発生している費用が取消料としてお客様に発生します。ただし、業務の着手時期及び履行度合によっては、委託料の全額を請求させていただく可能性があるため、予めご了承ください。

第6条（再委託）

当社は、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。

第7条（秘密保持）

お客様および当社は、第9条に定める試料等および相手方から開示・提供された営業上、技術上の情報のうち、秘密である旨を特定されたもの（以下、併せて「秘密情報」という。）に関して、相手方の書面による事前の承諾なしに、これらを第三者に開示または漏洩しないとともに、本業務以外の目的には使用しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではありません。

- （１）相手方から開示を受けた際、既に公知または公用となった情報。
 - （２）相手方から開示を受けた際、既に自己が保有していた情報。
 - （３）相手方から開示を受けた後に、自己の責によらないで公知または公用となった情報。
 - （４）正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - （５）独自に開発したことを立証できる情報。
2. 第1項の定めにかかわらず、当社は、第5条に基づき本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、お客様のご了承を頂いた上で再委託に必要な秘密情報を再委託先に開示できます。ただし、当社は、当該再委託先に対して、当社が負うべき義務と同様の義務を負わせます。
 3. 本条の義務は、個別契約終了後3年間継続します。

第8条（個人情報の利用目的）

お客様の個人情報は、本業務に関わる連絡・確認、新サービス等の各種情報のご案内、アンケート調査等の送付並びに取得する際に明示した目的以外には利用しません。当社の個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令を順守するとともに、ハウス食品グループ共通のプライバシーポリシー(<https://housefoods-group.com/privacy/>)に基づくものとします。

第9条（業務の結果報告）

当社は、原則としてお客様と協議して定めた報告予定日までに、業務の結果を報告書として作成し、お客様に報告します。

2. お客様は、試料等の提供が予定日より遅れる場合、速やかにその旨を当社に連絡し、両者協議のうえ、第1項の報告予定日を再設定します。
3. 当社は、第1項に定める報告書の写しを控えとして作成し、報告書作成日から3年間保管します。
4. お客様は、当社の書面による事前の承諾なしに、報告書の全部または一部をカタログ等に転載することはできません。

第10条（試料等の提供、返却）

お客様は、個別契約で定められた本業務実施に必要な試料および情報等（以下、「試料等」という。）を当社に無償で提供します。ただし、当社は、当社所定の受け入れ基準を満たさないと判断した試料等について、その受領を拒否することができます。

2. 当社は、試料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用または保管します。
3. 当社は、別段の返却の定めのない場合、試料等を本業務終了後に責任をもって廃棄するものとし、試料等の返却の定めのある場合、本業務終了後速やかにお客様に返却します。なお、試料等の返却に要する費用は、別段の定めがない場合、お客様の負担とします。

第11条（業務の実施責任、免責）

当社は、善良なる管理責任者の注意義務をもって本業務を実施します。

2. 当社は、天災地変その他当社の責めに帰することのできない事由により、個別契約の履行が困難になったときは、本業務を終了させることができるものとし、これにより生じたお客様の損害を賠償する義務を免れます。
3. 当社は、お客様が本業務の結果を利用することにより、お客様または第三者に生じた損害について、理由の如何を問わず、一切の責を負いません。
4. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、本業務に手落ちおよび間違いがあったと認められる場合、お客様と協議のうえ、以下のいずれかの措置を行います。

- (1) 当社の費用負担により、本業務を再実施します。
 - (2) お客様から既に支払われた委託料の範囲内でお客様が被った損害を補償し、未払いの委託料があれば、お客様に請求しません。
5. 前項の措置についてのお客様の請求権の行使期限は、個別契約終了後 1 年までとします。
6. 当社は、本業務の結果について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

第 1 2 条 (反社会的勢力の排除)

お客様および当社は、過去、現在及び将来にわたり、自己が反社会的勢力または反社会的勢力と関係のある者等でないことを保証し、相手方がこれに違反した場合には、個別契約を解除できます。

第 1 3 条 (合意管轄)

本約款および個別契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

本条は個別契約終了後も効力を有します。

第 1 4 条 (協議事項)

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じたときは、両者誠意をもって協議のうえ、これを解決します。

以 上